

山口市骨髓等移植ドナー支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、骨髓及び末梢血幹細胞(以下「骨髓等」という。)の移植の推進及びドナー登録の増加を図るため、公益財団法人日本骨髓バンク(以下「骨髓バンク」という。)が実施する骨髓バンク事業において骨髓等を提供した者等に対し、山口市骨髓等移植ドナー支援助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 骨髓バンクが実施する骨髓バンク事業にドナー登録を行い、骨髓等の提供を完了した者(最終同意(骨髓バンクのコーディネーターがドナー候補者の最終的な骨髓等の提供意思を確認することをいう。以下同じ。)の後に骨髓等の提供が中止になった者も含む。)
- (2) 市内に住所を有する者
- (3) この要綱による助成金と同様の趣旨の他の助成金の交付を受けていない者

(助成内容)

第3条 助成金の上限額は、骨髓等の提供のための通院、入院及び面談(以下「通院等」という。)の日数に2万円を乗じて得た額とする。

2 前項の通院等の日数は、次に掲げる通院等の日数を合計したものとし、7日を上限とする。ただし、骨髓等の採取のための手術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害に係る通院等の日数は除く。

- (1) 最終同意のための面談
- (2) 健康診断(最終同意をした日以後に、骨髓等の採取の前後に行われる健康診断をいう。)のための通院
- (3) 自己血貯血のための通院
- (4) 骨髓等の採取のための入院
- (5) 前4号に掲げるもののほか、骨髓バンクが必要と認める通院等

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、山口市骨髓等移植ドナー支援助成金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 骨髓バンクが発行した骨髓等の提供が完了したことを証する書類
- (2) 骨髓等の提供に係る通院等を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 申請書の提出期限は、前条第2項の通院等の最終日の翌日から1年以内とする。ただし、骨髓等の採取に起因する長期入院等、市長が申請することができないやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において山口市骨髓等移植ドナー支援助成金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、助成金の不交付を決定したときは、山口市骨髓等移植ドナー支援助成金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第6条 市長は、申請者が虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたと認めたとき、又は市長が助成金を交付することが適当でないと認めたときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に最終同意を行った者に対する助成金から適用する。